

前回検討会での議論と中間とりまとめを踏まえた取組み

第5回検討会での主な意見

○ 進め方について

- ・ 議論に基づく取組みが、総務省モデル事業として目に見える形で進んでいるのは一つの成果
- ・ 取組みにより見えてきた課題や成果を、さらなる議論にもつなげていくべき
- ・ 県モデルの全国展開もよいし、全国での好事例を真似ることもあってよい
- ・ 行政サービス全体の議論には時間がかかる。着手可能なものから取組みを進めるとよい
- ・ 個別の議論や取組みにおいても「県民の皆さんにとってはどうなのか」を一番に考えるべき

○ 今後取り組むべき分野等について

- ・ AI・デジタルの進展は速く、全体として方針を固めて動き出しても結果的にムダな動きになりかねない。小さくアジャイルに取り組み出すことも必要
- ・ 福祉や介護などの分野においてはどのような取組みが考えられるのか
- ・ 現場のニーズを考えると、行政職員の関わり方・働き方も重要な要素
- ・ 人材確保が困難な専門職・技術職を県で採用・派遣するという考え方もある
- ・ 公共施設、特に文化施設での取組みをスモールスタートでできないか

検討会の中間とりまとめを踏まえた今年度の取組み①

<検討会での議論の整理　ー ソフト面 ー>

※中間とりまとめ(抄)

○人材資源・ノウハウの共有化 (サービスを提供する人や方法からなるソフト面に着目)

・AI・デジタル技術等を最大限活用し、生み出された余力で人にしかできない業務に重点化

<特に専門職について> ※災害時・緊急時と通常時との場合分け

(1)災害時、緊急時の対応

➢ 経験・ノウハウを蓄積した人材をプールし、必要に応じて派遣することも必要

(2)通常時

➢ 業務内容や類似性、適正規模等を考慮し、県・市町村間の役割分担を整理。

県内リソーストータルでどう効率化を図れるか、働き方改革の面も含め検討してはどうか。

<現在取組み中のもの>

- 地域の農業経営基盤の強化 …… 週に数日、県普及指導員が氷見市庁舎内のサテライトデスクに駐在し、農業者からの相談等に対応
- 災害時応援体制(ADST)の構築 …… 農業用施設等に関する災害発生時の相互応援体制を構築(県・市町村・土地改良区等が参画)、合同研修等
- 地域での日本語教育の推進 …… 市町村と連携し、初期日本語教室(オンライン教室)を開催

検討会の中間とりまとめを踏まえた今年度の取組み②

<検討会での議論の整理 ― ハード面 ―>

※中間とりまとめ(抄)

○施設・インフラの適正・最適化 (サービスを生み出す礎となるハード面に着目)

- ・公共インフラのあり方 ～ネットワークで機能することに配慮～
 - インフラを新しくつくることから、維持・修繕中心にシフトしていく必要
 - 事例を積み上げ、優先順位づけのルールづくりが必要(富山市等の先進例を参考)
 - 県民・利用者目線で、管轄を越えた一体管理(群マネ等)などの検討が必要
- ・公共施設マネジメント
 - 主に職員が利用、オンライン等で代替可能な窓口 ⇒ ハードの集約・統合もあり得る。
 - 施設に来ることに意義のある場所 ⇒ 機能・ソフト面で官官連携・分担もあり得る。
 - 県全体で適正規模・配置を考えることも視野に (市町村に負担を押し付けない)

<現在取組み中のもの>

- 公共インフラのあり方検討 … インフラWGを設置し、道路・橋梁を中心に持続可能なインフラマネジメントのあり方や、インフラの「自分ごと化」について検討
- 群マネの試行 …………… 県道と市道の維持管理業務(パトロール、路面補修)を一体的・効率的に行う「群マネ」を魚津市で試行
- 公共施設管理方針の改訂 … 市町村との方向性の共有、オール富山での数値目標を検討

第34次地方制度調査会の審議項目(抜粋)

1.「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について

1-1 地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組

- 2000年の地方分権改革以降、基礎自治体優先の原則の考え方の下、権限移譲、義務付け・枠付けの見直しや市町村合併が進められてきたが、その後の社会経済情勢の変化とも相まって、簡素で効率的な行政を指向する行政改革が進められ、外部化や広域化、デジタル技術の活用といった課題解決の手法が定着・広がりを見せている。近時において、人口減少や少子化の急速な進行に伴い世帯構成や労働力需給等の社会構造が変化し、課題が新たな局面を迎える中で、こうした地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組の変遷について、どう見るか。

1-1-1 地方公共団体における事務処理の現状

- 社会経済情勢の変化に伴う課題に対し、様々な対応をしてきた地方公共団体の現状について、どう考えるか。とりわけ、行政サービス提供の持続可能性の観点から、市町村における法令に基づく事務の処理の状況について、どう考えるか。

1-1-2 各府省における取組

- 現場における担い手不足など、地方公共団体における事務処理上の課題に対応する観点から、危機意識を持って取り組んでいる各府省の対応や、国と地方の意思疎通の在り方について、どう考えるか。

1-2 取組の加速化

- 人口減少等の急速な進行に伴う社会構造の変化により、課題の解決がより困難化し、公務人材に求められる役割も変容しつつある中で、地方公共団体における事務処理の現状や、これまでの各府省における取組等を踏まえると、行政分野・地域・事務の性格に応じ、事務自体や事務処理方法、制度上の事務配分の見直し、デジタル技術の実装、市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を加速化させることが適当と考えるか。
- 適当と考える場合、これらの取組を通じて、住民に対して持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための国・都道府県・市町村間の役割分担や関係の在り方について、どう考えるか。さらに、当該役割分担の在り方等を実現するため、どのような制度面及び制度以外の面での対応が考えられるか。

1-2-1 AIを含めたデジタル技術の活用の方向性

- 取組を進めていく上で、急速に進展するAIを含めたデジタル技術の時宜に適った活用の在り方について、どう考えるか。

1-2-2 地方公共団体間の連携の方向性

- 地方公共団体間の連携については、一部事務組合や広域連合等を活用した市町村間の事務の共同処理に加え、経済成長と人口の「ダム機能」を目指した連携中枢都市圏構想、観光や産業振興、防災分野などを中心とした都道府県の区域を超えた単位での広域連合、広域リージョン連携などの取組が進められてきたが、どのような性格の事務について、どのような連携を進めていくことが考えられるか。

1-2-3 国・地方公共団体以外の主体の活用の方向性

- 国・地方公共団体以外の主体の活用については、全国で統一的な事務処理が可能なものに地方共同法人を活用する例や、公権力の行使に当たらない事務に民間法人を活用する例などが見られるが、どのような性格の事務について、どのような主体を活用することが考えられるか。

1-2-4 地方議会及び住民自治の在り方

- 上記の取組を進めていくことで、事務の執行の現場と住民との関わりが多様化し得るが、住民にとって持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための、地方議会が担うべき役割やガバナンスの確保の在り方、住民自治の在り方について、どう考えるか。

第34次地方制度調査会の審議項目(抜粋)

1.「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について

1-3 各行政分野において取組を進めていくための枠組み

- 各行政分野において、事務自体や事務処理方法、制度上の事務配分の見直し、デジタル技術の実装等の取組を進めていくためには、国・地方間でどのような枠組みが必要と考えられるか。

1-3-1 既存の枠組みとの関係

- 例えば、地方公共団体の事務処理の在り方を分野横断的に検討する 既存の枠組みとして、地方分権改革やデジタル行財政改革の推進体制があるが、取組を進めるに当たって、これらの枠組みとの関係をどのように考えるか。

1-4 各地域において取組を進めていくための枠組み

- 各地域において、国・地方間で1-3の取組を前提として、地域の特性を踏まえた市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を進めていくためには、都道府県・市町村間でどのような枠組みが必要と考えられるか。

2.「大都市地域における行政体制」の在り方について

2-1 大都市地域が果たすべき役割

- 国全体で、将来にわたり、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための方策が課題となる中、大都市地域はどのような役割を果たしていくべきと考えられるか。
- 大都市地域が果たすべき役割に照らし、今後あるべき大都市制度をどのように考えるべきか。

2-2 いわゆる「特別市」の意義

- 考え得る大都市制度の一つとして提案がなされている「特別市」については、制度化した場合の国全体における意義や住民にとってのメリット・デメリットをどのように考えるか。

2-3 「特別市」の制度化を検討する場合の論点

以下、略

第34次地方制度調査会資料(抄)

地方公共団体の主な役割分担

	医療・保健衛生	福祉・労働	教育	環境	まちづくり	治安・防災その他
道府県	- 医療計画の策定 - 精神科病院の設置・指定	- 保育士、介護支援専門員の登録 - 身体・知的障害者更生相談所の設置 - 国民健康保険事業（財政運営等）	- 私立学校、市町村立（指定都市を除く）高等学校の設置認可 - 教育職員の免許（・高等学校の設置）	- 産業廃棄物処理業の許可 - 第一種フロン類回収業者の登録 - 公害健康被害の補償給付	- 都市計画区域指定 - 指定区間の一級河川、二級河川の管理	- 警察 - 災害応急措置（所掌事務に係るもの）
指定都市	- 病院の開設計可（都道府県の同意協議） - 精神障害者の入院措置 - 動物取扱業の登録		- 小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 - 市立小中学校等の職員の任免、給与の決定・負担	建築物用地下水の採取の許可	- 都市計画（区域区分等） - 市街地再開発事業認可 - 指定区間外の国道、県道の管理 - 指定区間の一級河川、二級河川（一部）の管理	災害救助（指定都市の申請に基づき内閣総理大臣が救助実施市を指定）
中核市	- 保健所の設置 - 薬局開設許可 - 飲食店営業等の許可 - 旅館業の経営許可 - 感染症発生届の受理、患者の入院措置等	- 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 - 介護サービス事業者の指定 - 身体障害者手帳交付 - 児童相談所の設置（中核市、特別区は、政令指定された団体に限る）		- 廃棄物処理施設の設置許可 - 産業廃棄物処理業の許可（区域内のみの業） - ばい煙発生施設の設置の届出受理	- 屋外広告物の規制 - 市街化区域・調整区域内の開発許可 - 土地区画整理組合の設立認可	
市町村	- 保健センターの設置 - 健康増進事業の実施 - 定期・臨時（一部）の予防接種 - 結核に係る健康診断 - 埋火葬の許可	- 保育所の設置 - 生活保護（市及び福祉事務所設置町村） - 養護老人ホームの設置 - 障害者自立支援給付 - 介護保険事業 - 国民健康保険事業（保険料賦課・徴収等）	（小中学校・幼稚園の設置）	- 一般廃棄物の収集・処理 - 一般廃棄物処理業の許可 - 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市）	- 上下水道の整備・管理 - 都市計画（用途地域等） - 都市計画（用途地域等以外の地域地区等） - 市町村道、橋梁の建設・管理 - 準用河川の管理	- 消防・救急 - 避難指示、災害応急措置 【その他】 - 戸籍・住民

特別区